「見えない方・見えにくい方のための福祉機器展」のご案内

茨城県視覚障害者協会では、見て、触れて、体験できる福祉機器展を開催いたします。

最新テクノロジーに裏打ちされた福祉機器などを知るまたとない機会です。

視覚障害者の方はもちろんのこと、ご家族やボランティアの方、また視覚障害者雇用に関心のある企業の方など、多数のご来場をお待ちしています。

- ○開催日時 令和5年2月19日(日) 10:00~15:00
- ○開催場所 水戸駅ビル・エクセル本館6階エクセルホール(水戸市宮町1-1-1)

○出展品(予定)

視覚障害者安全つえ(白杖)・歩行時間延長信号小型送信機・パソコン音声ソフト・点字ディスプレイ・遮光眼鏡、単眼鏡、ルーペ・音声腕時計・デイジー機器(録音、再生)・暗所視支援眼鏡・視覚障害者用読書器(音声読上げ、拡大読書器等)・日常生活用品、便利グッズ、歩行誘導ソフトマット、音声案内装置など(都合により変更となる場合もあります)

※盲導犬候補犬との体験歩行も予定しています。

○入場料等

入場無料、予約不要です。

問 〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64

社福 茨城県視覚障害者協会 ☎029-221-0098 2029-221-0234

茨城県最低賃金と茨城県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最	低		賃 金			名	時間額	効力発生日
茨	城	県	最	低	賃	金	911円	令和4年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄 鋼 業					業	1,004円	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務 用機械器具製造業 (機械器具製造業等)						964円	令和4年12月31日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理 化学機械器具、医療用機械器具・医療用 品、光学機械器具・レンズ、電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)						961円	
	各	種	商 品	1 小	売	業	911円	改正なし (令和4年10月1日から 茨城県最低賃金が適用)

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

